

公益社団法人二戸市シルバー人材センター 役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人二戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3回以上センターの業務に従事するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、役員賞与及び退職手当は支給しない。

2 センターは委員及び班長の職務執行の対価として業務手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員の報酬日額は、別表1に定める金額の範囲内とする。

2 委員及び班長の業務手当日額等は、別表2に定める金額の範囲内とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 センターは、役員並びに委員及び班長が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日設立)
- 2 社団法人二戸市シルバー人材センター役員等費用弁償規程(平成4年10月27日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年5月29日から施行する。

別表1 非常勤役員の報酬日額

区 分	報酬の額	備 考
理 事 長	日額 1,700円	
副理事長	日額 1,700円	
常務理事	日額 1,700円	(事務局長兼務の場合は支給しない)
理事及び監事	日額 1,700円	

別表2 委員及び班長の業務手当日額等

区 分	報酬等の額	備 考
委 員	日額 1,000円	
班 長	年額 5,000円 日額 1,000円	

別表3 費用の額

(1) 役員等の職務遂行に係る交通費及び旅費	旅費規程に定める金額
(2) その他の費用	実費